

栃木県立宇都宮女子高等学校の部活動に係る活動方針

目標	○部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の教育活動の一環として実施し、生徒が充実した学校生活を送ろうとする主体的な態度を養う。 ○異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の望ましい人間関係の構築を図るとともに、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲を向上させ、自己肯定感、責任感、連帯感を育成する。 ○安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での意識高揚をはかりながら、生徒が安心安全に参加できる運営を行う。																																																									
休養日	○原則として、週当たり2日以上休養日を設ける。その際、できるだけ、週末（土曜日及び日曜日）の少なくとも1日を休養日とする。週末に、大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。 ○大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。 ○長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の連続する休養日を設ける。																																																									
活動時間	○一日の活動時間については、本校の実情、活動分野、目的等に応じて適切に設置する。生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ○原則として、平日の活動は16時30分から2時間程度として19時には完全下校とする。 ○休業日の活動は3時間程度とする。ただし、本校の実情、活動分野、目的等に応じて、休業日の一日の活動時間については、原則として示された時間よりも長くすることも可能とする。その際も、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ○定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間（最終日を除く）、年末年始及び校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加によりやむを得ず活動する場合は、事前に校長に申し出て承認を得る。																																																									
設置する部活動	<table><tr><td>【運動部】 14団体</td><td>【文化部】 26団体</td><td>【同好会】 1団体</td></tr><tr><td>バレー部</td><td>剣道部</td><td>文芸部</td></tr><tr><td>バスケット部</td><td>陸上競技部</td><td>小倉百人一首かるた部</td></tr><tr><td>テニス部</td><td>新体操部</td><td>漫画創作部</td></tr><tr><td>ソフトテニス部</td><td>山岳部(休部)</td><td>演劇部</td></tr><tr><td>バドミントン部</td><td>水泳部</td><td>美術部</td></tr><tr><td>卓球部</td><td>ダンス部</td><td>書道部</td></tr><tr><td>サッカー部</td><td></td><td>茶道部</td></tr><tr><td>弓道部</td><td></td><td>華道部</td></tr><tr><td></td><td>合唱部</td><td>新聞部</td></tr><tr><td></td><td>オーケストラ部</td><td>写真部</td></tr><tr><td></td><td>かるた部</td><td>天文部</td></tr><tr><td></td><td>箏曲部</td><td>理化部</td></tr><tr><td></td><td>軽音楽部</td><td>生物部</td></tr><tr><td></td><td>放送部</td><td>数学部</td></tr><tr><td></td><td>JRC部</td><td>囲碁部</td></tr><tr><td></td><td>国際文化交流部</td><td>手芸部</td></tr><tr><td></td><td>英語部</td><td>調理部</td></tr><tr><td></td><td>クイズ研究部</td><td></td></tr></table>	【運動部】 14団体	【文化部】 26団体	【同好会】 1団体	バレー部	剣道部	文芸部	バスケット部	陸上競技部	小倉百人一首かるた部	テニス部	新体操部	漫画創作部	ソフトテニス部	山岳部(休部)	演劇部	バドミントン部	水泳部	美術部	卓球部	ダンス部	書道部	サッカー部		茶道部	弓道部		華道部		合唱部	新聞部		オーケストラ部	写真部		かるた部	天文部		箏曲部	理化部		軽音楽部	生物部		放送部	数学部		JRC部	囲碁部		国際文化交流部	手芸部		英語部	調理部		クイズ研究部	
【運動部】 14団体	【文化部】 26団体	【同好会】 1団体																																																								
バレー部	剣道部	文芸部																																																								
バスケット部	陸上競技部	小倉百人一首かるた部																																																								
テニス部	新体操部	漫画創作部																																																								
ソフトテニス部	山岳部(休部)	演劇部																																																								
バドミントン部	水泳部	美術部																																																								
卓球部	ダンス部	書道部																																																								
サッカー部		茶道部																																																								
弓道部		華道部																																																								
	合唱部	新聞部																																																								
	オーケストラ部	写真部																																																								
	かるた部	天文部																																																								
	箏曲部	理化部																																																								
	軽音楽部	生物部																																																								
	放送部	数学部																																																								
	JRC部	囲碁部																																																								
	国際文化交流部	手芸部																																																								
	英語部	調理部																																																								
	クイズ研究部																																																									
大会参加	○各々が参加できる大会は次のとおりとする。 ア 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会 イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会 ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等 ○留意点 ・大会での熱中症やコロナウイルス対策等を説明し、保護者の参加の承諾を得る。 ・参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮する。 ・保護者の経済的負担も考慮する。																																																									
部活動の運営	(1) 生徒の健康・安全への配慮 ○部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、修得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。 ○部活動顧問は生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。 ○部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。コロナウイルス感染防止対策（密を避ける・換気・消毒等）を徹底する。 (2) 体罰等の禁止 ○部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。 (3) 保護者の理解と協力を得た活動 ○保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、部活動顧問は、活動の目標・方針、休養日、一日の活動時間、活動内容等について保護者に周知するとともに、参加の同意を得る。特に、大会及び練習試合、合宿などは、活動時間や経費の点からも生徒や保護者への負担が大きくなることから、十分説明を行って理解を得よう努める。																																																									